

National Association of Crime Victims and Surviving Families

NAVS

ニュース・レター

第45号 2013.4.19

E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>

全国犯罪被害者の会



〒100-8698

郵便事業株式会社 銀座支店

郵便私書箱 2346 号

TEL: 03-6434-5348 FAX: 03-6434-5349

CONTENTS

第12回 大会「凶悪犯罪被害者の叫び」	会務報告	17
祝 辞	大会決議	18～20
被害者の声	役員改選	20
死刑制度について	参加者アンケートから	20
会場との討論	活動報告	21～22
総 括	幹事会、関東・関西集会 報告	22～23

第12回大会で代表幹事に松村氏選任

代表幹事就任のご挨拶

代表幹事 松村 恒夫

第12回大会で代表幹事に選任されました。

全国犯罪被害者の会（あすの会）は2000年1月に発会しまして、14年目を迎えました。その間、犯罪被害者等の権利確立のために岡村勲弁護士が先頭に立ち、全国50ヶ所での街頭署名活動、2度の海外調査、マスコミの協力による犯罪被害者の立場の国民の方々への広報活動、関係各界への働きかけ等を、世間の心ある人々の温かいご支援により、展開してまいりました。その結果、犯罪被害者等の憲法とも言うべき「犯罪被害者等基本法」の成立、その施策の「犯罪被害者等基本計画」が生まれました。犯罪被害者等が「忘れられた人々」「証拠品」から一個の存在として認められ、法廷の中に入ることができるようになりま

した。我々被害者の働きかけにより、大きな変革もたらされました。

そしてこの度、林 代表幹事からその座を引き継ぐことになりました。本来であれば、「あすの会」発足時からの役員が就任することが適当かもしれませんが、諸般の事情により私がその任に当たることになりました。林 代表幹事には、引き続き代表幹事代行としての活動をお願いし、新たに渡邊保 副代表幹事を選任して、当会発会時の残された目的である被害回復制度－「経済補償制度」－の成立、拡充をはじめ、我々犯罪被害者等を取り巻く環境の改善のために、努力して参ります。今後ともご指導、ご鞭撻、ご支援の程よろしくお願い申し上げます。

退任のご挨拶

前代表幹事 林 良平

この度、あすの会代表幹事を退任いたしました。

私は、2年前に岡村前代表幹事のあとを引き継ぎ、この間を第11回大会決議に基づき活動してまいりました。中でも「生活保障型」の被害者補償制度の創設には力を入れてきました。事件により障害を持つことになった妻をはじめとする被害者のために一生懸命に取り組んできました。しかし、生活するためには私自身が仕事しなければなりませんし、東京と大阪という距離も遠く、もどかしさを感じました。このままでは被害者の権利確立のための活動に支障を来す、

中途半端のままになってしまうの思いから、志半ばでございますが、今回代表職を辞すことにいたしました。

今後は、松村新代表のもと、改めて一丸となって被害者の権利確立に向かってあすの会は進んで行くこととなります。私は、引き続き代表幹事代行として努力してまいります。

代表幹事在任中は公私ともにご厚情を賜りありがとうございました。どうぞ皆様、今後ともよろしくお願い申し上げます。

第12回全国犯罪被害者の会（あすの会）大会 凶悪犯罪被害者の叫び

去る1月26日（土）、東京・青山のドイツ文化会館OAG ホールにおいて、全国犯罪被害者の会大会が開催されました。社会を震撼させる凶悪犯罪は後を絶ちません。死刑廃止をはじめ、私たちには納得のできないさまざまな活動をしている犯罪被害とは無縁な人たちがいます。今回は、凶悪犯罪の被害者が精神的、経済的にどれほど苦しい思い、立場でいるかを訴えました。当日の様子（要約）をプログラムに従ってお届けします。

プ ロ グ ラ ム

- | | | |
|-------------|-----------------|---------|
| 1. 祝 辞 | 4. 会場との討論 | 7. 大会決議 |
| 2. 被害者の声 | 5. 総 括 | 8. 役員改選 |
| 3. 死刑制度について | 6. 会務報告・今後の活動方針 | |

1. 祝 辞

谷垣 禎一 法務大臣

皆様こんにちは。昨年12月26日に法務大臣を拝命いたしました谷垣禎一でございます。今日は、被害者参加制度あるいは犯罪被害者等基本法に大変ご尽力された公明党の漆原先生と一緒に参加させていただいております。今日お集まりの皆様は被害者参加制度の問題でも、「なるほど事態が進んできたな」と思っただけのようにがんばりたいと思っております。

先ほど楽屋で当会の顧問でいらっしゃる岡村先生から思い出話を承りましたが、被害者参加制度は、岡村先生をはじめ大勢の皆様の大変なご努力で生まれました。被害者参加制度は、基本法の中で「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」という理念に則り生まれてきたわけですが、3年間で約2000人の方が参加されています。このように被害者の方々に事件の当事者として関与していただくことで、被害からの立ち直りにも大きく寄与していくのではないかと思います。

昨日もご関係の方々、高橋先生や杉本先生にお出

でいただいているいろいろお話を承ったのですが、「なるほどまだこういうところが行き届かないのかな」と思う点も多々ございます。法務省としても、今後さらに工夫を重ね、改善の努力をして、この制度がさらに順調に育っていくように頑張らなければいけないと思っております。この点につきましては法に見直し規定があり、3年を経過した場合、施行の状況について検討し、必要に応じて所要の措置を講じようということではいろいろな検討がなされております。この検討を更に進めるにあたり、犯罪被害者団体あるいは被害者支援団体の方々をはじめ、刑事法の学者の先生方、法曹関係者のご意見を反映しながら進めていかなければなりません。こういった方々のご意見を拝聴するために、1月31日から平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会を開き、あすの会からも高橋先生にご参加をいただいて検討を進めてまいります。この検討会で活発なご議論をいただきまして、少しでも被害者参加制度が理想に近づいていくように私どもも努力をしたいと思っております。

全国からお集まりいただき、この問題のさらなる進歩のために頑張っておられる皆様方に心から敬意を表しましてご挨拶とさせていただきたいと存じます。今日はお招きいただきありがとうございます。



漆原 良夫 衆議院議員

皆様こんにちは。私は17年間、衆議院議員を務めているうちの10年間、法務委員会の理事を務め、7年間は国会対策委員長で頑張っております。今、振り返ると、法務委員会で犯罪被害者等基本法を作り上げた



時のことが懐かしく思い出されます。今日お見えの杉浦正健先生も、一緒に法律を作る努力をしていただきました。保岡先生にも上川先生にも……。思い起こすと「被害者の権利」を総則の前文でいかに強く打ち出せるのかが大切な勝負所でした。被害者の人権、尊厳を、どう書き込むか、苦労したことを思い出します。

今日までの大変なご努力で、特に犯罪被害者の皆さんの訴訟参加によって、まず法廷が変わりました。私は25年間弁護士をして政界に入りましたが、それまで刑事事件の被害者は、ある意味では証拠の1つとして、検事が必要であれば呼ぶし必要がなければ呼ばないという弱い立場でした。しかし基本法を作り、さらに被害者の権利を守ろうという観点から被害者の皆さんが刑事訴訟に参加できるという大きな流れを作っていただいたことに、心から感謝申し上げたいと思います。

私は、司法が信頼を得るためには3つのことが大切だと思っています。1つは真犯人を捕まえるということ。2つめは冤罪を作らないこと。3つめは被害者の信頼を得る、被害者の納得のいく裁判が行われることです。そういう意味で、皆さんのご努力で、被害者の皆さんが自ら法廷に出て、質問権が行使できる。被告人に質問できる。場合によっては求刑もできることになった。これは大きな改革でした。

ある日、テレビで、岡村先生がヨーロッパに行かれて、海外の施設を視察された様子を見て、とても感激しました。早速、先生から本をいただいたり報告書をいただいたりして読ませてもらいましたが、「こういうものを日本に導入したい。そうしたら被害者の皆さんも本当に自分も裁判に参加しているのだ。真実の発見に自分も参加するのだ」と思いました。また例えば自分のお子さんを亡くした方々のために、自分が真実を追求していくという満足感を得られるのではないかと思います、この制度を実現したいとやってまいりました。皆さんのご努力で日本の司法の在り方を変えることができたと思っています。

今後も、いろんな問題が出てくるでしょうし、いろいろなことが考えられますが、また皆さんといっしょになって日本の司法が信頼される司法であるように頑張りたいと思います。本日はおめでとうございます。

杉本 吉史 弁護士

ご紹介をいただきました「犯罪被害者弁護士フォーラム」の代表世話人の杉本吉史です。本日は、ご挨拶の機会をいただき、ありがとうございます。

犯罪被害者支援弁護士フォーラムは、平成22年1月に結成された「常に犯罪被害者の被害の実情を踏まえた活動を基本に据え、犯罪被害者の権利の拡充を目的とした弁護士の集団」です。以前、日本には「真に被害者の目線に立って支援活動をしてくれる弁護士の集団」はありませんでした。そこで被害者の権利拡充のため、被害者に寄り添いながら真に被害者に役立つ高いスキルを有する支援活動をしていくために、全国的な弁護士の組織として立ち上げたものです。

私たちは、被害者参加制度などの犯罪被害者の権利向上に役立つあらゆる諸制度について、具体的事件を通して実践し、専門的に研究し、実践能力を高めることを目的に活動しています。そして、それらの実際の活動を通して、法制度の運用ないし法制度自体の不十分なところがあれば、改善策を研究し、新たな運用ないしは立法を求めて、広く社会に向けて提言を行っています。

特に私たち弁護士が強制加入をしている日弁連では、被害者参加制度は、未だに将来に禍根を残す制度であるとの立場を堅持していますが、私たちはこれまでの実践を通じてそのようなことは決してない自信をもって言うことができます。しかし、3年後見直しても日弁連は消極的な意見を述べているため、日弁連の内部においては自由な活動ができず、また外部に向けて自由に意見を発信することは難しいのです。



そこで私たちは、被害者が参加制度を利用して、被害者の生の声を裁判所に直接伝えていくにあたり、弁護士として最善となるお手伝いをするようにとフォーラムを立ち上げたのです。

被害者参加制度ができたとはいえ、「その制度を通して被害者の想いを十分に裁判所で訴えることができた」という被害者はまだまだ多くはありません。制度としてさらに充実させることが必要ですし、そのお手伝いができる弁護士を益々増やしていく必要があります。私たちは、今後もその輪を広げていく努力を進めなければならないと考えています。

被害者参加制度の主役は、いうまでもなく被害者自

身です。私たち弁護士は、あくまで被害者の裏方として、被害者の皆さん自身が十分に思ったとおりに参加できるようにお手伝いをしなければならないのです。

今春には、私たちが参加制度を通じて学んだ成果や教訓、課題を1冊の本にして出版すべく、現在その準備を進めております。その成果は、必ずやこれからの被害者の皆さんの法廷での活動におおいに役立つものと確信をしております。

これからも常に被害者の皆さんに寄り添い、皆さんに学びながら、最善の弁護ができるように研鑽することをお約束してご挨拶に代えさせていただきます。

2. 被害者の声

「死刑制度廃止」を軽々に論じる人たちは、家族の生命を奪われた凶悪犯罪の被害者の声を、どのように受け止めるのでしょうか。凄惨な被害の実情と現在の法制度の問題を、5人の被害者が語りました。

なぜ犯人をそこまで庇うのか

中村 はな（仮名）

裁判長から「主文は後回し」と言われた瞬間「死刑の判決がある！」と強く思ったのですが、一抹の不安もよぎりました。そして「死刑」が下された時「あー、自分達の思いが通じた。娘が念じ続けていたであろう無念さや、悔しさがわかってもらえたんだ」と言葉では言いつくせない感情が沸き上がってきたのだけは覚えています。

娘は自分の部屋で、留守中にベランダから入り込んで待ち伏せをしていた犯人に襲われ、殺された後、金品を奪われたあげくにその体と部屋を焼かれました。変わり果てた娘との対面は近くに寄ることも許されず、思いきり抱きしめてやることも、顔はもちろん、どこにも触れることもできませんでした。女性として、人として尊厳を傷つけられ、とてつもない恐怖の中で誰に助けを求めることもできないまま殺されたことはわかっていただきたいと思います。

犯人は何度も刑務所に入り、平成21年9月に7年の刑を終え満期出所の後、逮捕されるまでの2ヶ月間に何度も重大事件を犯しています。娘がそんな凶悪な犯人にすべてを奪われるなんて日本の治安はどうなってしまったんだろうか、どこにも当たりようのない怒り、娘を守ってやれなかった悔しさ、自責の念が体中をよぎりました。その思いは生涯続くでしょう。

前科がいっぱいあっても、矯正教育ができていなくても、満期出所したら一般の社会人として扱われる。それで再犯は本当に防げるのでしょうか？ 何か対

策を講じなければ被害者は増え続けると思います。量刑も然りです。犯人は公判中に「命をもって償う」と何度も言っていました。悪びれず平然としている態度に、それは口だけだと思っていました。案の定「死刑」の判決後控訴しました。

加害者ばかりに何度も言い訳をする機会が与えられ、被害者は何ひとつ言えないのです。こんな不条理はありません。親としてやれる最低限のことは犯人に「死刑」という極刑をつきつけることしかありません。

永山基準を持ち出し「死刑」は不当だと控訴した犯人の弁護人たち、他にも不当の理由を並び立てていますが、本当にそう思っているのでしょうか。ただ「死刑」回避だけのために、本質を忘れているのではないのでしょうか。なぜ死刑に値する犯人をそこまで庇うのか、何の非もない被害者の命より、加害者の命が大切なのでしょうか。私たちは、死刑判決が高裁でも支持され結審されることを強く信じています。そして1日も早くこの世から犯人がいなくなしてほしいと。いつまでも犯人に振り回されたくないのです。娘とだけ向き合って、少しでも前に進んで行こうと思います。

被害者数で量刑が決まる不条理

磯谷 富美子

私は、2007年8月24日から25日にかけて起きた、俗に言う闇サイト殺人事件で、31歳の娘を惨殺され亡くしました。主人を亡くした後、当時1歳9ヶ月だった娘を生きがいに、事件までの30年間と一緒に

暮らしてきました。私にとって、かけがえのないたったひとりの大切な家族でした。

見知らぬ方からの「日本の司法では、ひとりの被害者では死刑にならないだろう」という手紙をきっかけに、私は極刑を求める署名活動を開始しました。被害者ひとりでも、行った犯罪内容に見合う全員死刑という新しい判例を、娘の生きた証として残してあげたいと思って活動を開始しましたが、司法の壁はとてつもなく厚く高く、何も変えられませんでした。この5年間の闘いは何だったのか、とても虚しい気持ちです。

この事件は、犯人の川岸が携帯電話の闇サイトに、犯罪仲間を集う書き込みをしたのがきっかけで、そこに集まった堀、神田とともに3人で起こした事件です。1審の判決は、3人とも死刑の求刑に対し、神田、堀は死刑、川岸は、自首減刑で無期懲役でした。検察も被告3人を控訴しましたが、その後、神田が控訴を取り下げ死刑が確定しました。2審判決は、堀、川岸ともに無期懲役でした。検察は川岸の上告を断念し、無期懲役も確定。堀のみ上告していましたが、去年、最高裁は上告を棄却。堀の無期懲役は確定し結審しました。全員死刑判決で結審し、刑が速やかに執行されることを望んでいましたが、娘の無念を晴らせなかった悔しさと、司法に対する不信感だけが残りました。

堀を死刑から無期懲役にした2審判決は、初めて会ってわずか数日で犯行を計画実行しているのが犯罪傾向性が進んでいないとし、更生の可能性を選択しました。しかし初めて会ってわずか3日でこのような犯行を計画実行しているということは、人の命を奪うことになんぞ躊躇もしていないということで、犯罪傾向性は進んでいると見るべきではないでしょうか。心理鑑定の結果も、犯罪親和性は低いと結論づけました。結果、「被害者がひとりである本件では、死刑選択がやむを得ないと言えるほど悪質な要素があったとはいえない」とし、最高裁もこれを支持しました。

しかし、これで終わりませんでした。堀の無期懲役が確定してからひと月も経たずして、堀は、14年前の夫婦強盗殺人事件の容疑者として逮捕され、起訴されました。これで2審の裁判官や犯罪心理鑑定士の判断が誤りだったことが明らかとなりました。

これまでに凶悪犯罪への傾向を示すものがないことも、犯罪傾向性は低いと判断された要因でした。しかし娘の事件の9年前に、面識のない人を2人も殺していたのです。こうした事例を前にすると、前科をどこまで量刑に反映させるのか疑問です。また、死刑選択に、被害者の数が重要視されることにも疑問を感じました。計画的な無差別強盗殺人のどこが「死刑を

選択するほど悪質ではない」と言えるのでしょうか。犯罪の内容こそ一番重要なのではないのでしょうか。

私は判決が出る度に、控訴や上告をしていただくよう検事さんに何度も意見書を提出し、最高検事総長や名古屋高等検察庁検事長宛に上告のお願いの手紙も出しました。そのために、判決文や公判記録を何度も読み返しましたが、それは娘の殺害状況を頭の中に刷り込むことになり、とても辛く苦しい作業でした。

堀は2審の裁判で無期懲役に減刑された途端、何も言ってこなくなりました。本気で反省し謝罪する気があったら、1998年に犯した夫婦強盗殺人事件も、自供していたはずです。2審判決も堀に対し「自らがした行為に対し正面から向き合って真摯に反省しているとまではいえない」としています。凶悪重大事件を犯し、4年近く経っても反省できない人を、なぜ更生の可能性があるかと判断できるのかとても不思議です。また、事件を犯したことについても、「ばれなければそれでいいや」との気持ちで、事件を隠ぺいすることしか考えていませんでした。もうひとり自首減刑で無期懲役が確定している川岸受刑者も、1審判決が下されたその日の取材に、「今でも悪いことはばれなきゃいいという気持ちは変わらない」と答えています。

これまでの裁判を通し、身勝手な欲のために人の命を簡単に奪える者は、善悪に対する根本的な考えが一般の人とは違うことを知りました。被告の1人は、殺害行為は仕事感覚だと言いました。ゴキブリを殺すのと同じだと。どのような人間であれ、最低限の道徳心は持ち合わせていると思っていましたが、それは大きな間違いで、どうしようもない人間が存在することを認識する必要があります。加害者の更生という未来の不確定なことを前提に裁くのではなく、真面目に生きている人を守ることを優先して裁く司法であって欲しいと思います。

犯罪被害者遺族となった私が切に願うのは、二度と同じような被害者や遺族を作って欲しくないということです。そのためにも司法も含め社会全体が変わっていくことを願っています。

死刑囚の速やかな死刑執行を望む

宮園 誠也

私の長女 真弥は、平成11年9月8日、東京の池袋の繁華街で白昼通り魔に襲われ29歳で亡くなりました。この事件では8名が襲われ、娘と66歳の女性が亡くなり、6名が重軽傷を負いました。通称「池袋通り魔事件」と呼ばれています。

真弥と私たち家族を「どん底に」突き落とした犯人は、造田という23歳の男でした。造田は身の不遇を国や社会のせいにして自分より恵まれた環境にいる人を妬み、誰でもいいから大勢の人を殺したかったと供述しています。そして、たまたまそこを通りかかった市民を無差別に襲ったのです。初公判は平成11年12月東京地裁で開かれ、2回の精神鑑定ののち、平成14年1月結審、死刑判決が下されましたが造田は即日控訴しました。平成15年9月、2審の東京高裁も1審の地裁判決を支持し死刑判決を下したので、造田は再びこれを不服として最高裁に上告しましたが、最高裁は上告を棄却。平成19年4月、造田の死刑が確定しました。平成24年12月で、死刑が確定してから5年8ヶ月が過ぎました。刑事訴訟法475条は、死刑確定から6ヶ月以内に刑の執行をすることを定めており、「死刑の執行は法務大臣の命令による」と明記されていますが、いまだに死刑は執行されていません。

平成21年9月、民主党内閣の法務大臣に就任した千葉景子氏は死刑制度廃止派として知られ、1年近い間死刑の執行を停止していましたが、選挙に落選して退任間際の平成22年7月、2人の確定死刑囚の執行を命じた後、法務省内に「死刑制度のあり方についての勉強会」を設置した後、法務大臣の座を降りました。後任に柳田稔、仙石由人、江田五月、平岡秀夫と、わずか1年4ヶ月の間に4名が法務大臣の座に着きましたが、ひとりも死刑を執行しませんでした。この中で江田氏と平岡氏はともに死刑制度廃止派として知られ、そもそも当初から法務大臣のポストを受けるべきではなかったのです。

平成24年1月、新たに法務大臣に就任した小川敏夫氏が3月に3名の死刑を執行し、続いて6月に法務大臣に就任した滝実氏が8月に2人、9月に2人と計4名の死刑執行を命じました。しかし未執行の確定死刑囚の数は、平成24年12月現在、過去最高の133名に達しています。

平成22年の内閣府の世論調査によると国民の86%が死刑制度を支持し、国民参加の裁判員裁判でも18件の死刑の求刑に対し、14件に死刑が下されています。このような状況の下、時の法務大臣が死刑の執行を命じないのは、司法の死刑判決を行政が無視している違法行為であり、国民の司法に対する信頼を裏切るもので絶対に許すべきではありません。

死刑廃止論者は、口を開けば「人が人を殺してはならない」「生きて償うべきである」等と声を大にして叫んでいますが、死刑囚の犠牲になった無辜の市民は「人」ではなかったのか、私はこの言葉を聞くたびに

「はらわた」が煮えくり返る思いがします。草葉の陰から見守っている娘や犠牲者は、この言葉に怒りと悲しみでどんなに悔しい思いをしていることでしょうか。死刑廃止論者は、「国家が人を殺してはならない」と言っていますが、どの国でも、国は国民の生命・財産を守る責務があり、そのため「法」を定め、規範を犯したものに相応の刑罰を与えています。死刑はその刑罰の一種であって、無辜の国民を殺めた死刑囚の刑の執行と同一に論ずるものではありません。

死刑廃止論者の中には「刑が執行されても被害者の命が戻るわけではなく、心が癒されるわけでもない」などと被害者・遺族の心を逆撫でして苦しめるものもいます。もし自分の愛する家族・子どもが残酷な犯行で殺されてもこんな発言ができるのでしょうか。被害者の遺族の立場にわが身を置き換えて考える思考力の無いエセ人権論者であると思います。

死刑廃止論者は、「生きて償う」「生かして償わせる」等と軽々しく、人の命を論じますが、「かけがえの無い命」「地球よりも重い」とたとえられる命をどういう方法で償うのでしょうか。人の命はリセットできません。償いを受ける被害者は彼が殺めた人であり、もうこの世にはいません。獄窓に生きている死刑囚が何を、どうやって、被害者に償うのか。死刑廃止論者は私たち遺族に具体的に示すべきです。ハムラビ法典の「目には目を」「歯に歯を」という「同害報復」の法に見習えば、何の罪も無い市民の基本的な人権である命を奪ったものは「命には命を」もってなすべきです。私はこれが死刑囚に最もふさわしい償いのあり方であると信じます。死刑囚は、従容として死刑の執行を受けることが被害者・遺族に対するせめてもの謝罪であり、それによって遺族は悲しみや喪失感・自責の念は無くならないものの壊された人生の被害回復の一步を踏み出すことができるのです。

殺人事件の加害者は命をもって償いを

近藤 小枝子

私の主人は、会社の商権を持ち逃げしてやめた元上司の裁判を担当していて、元上司に逆恨みをされ、帰宅途中自宅の前で5人の若者に拉致され、殺されました。主犯の元上司酒井のたった10万円をくれるという誘いを、ほとんど仕事らしい仕事をしていなかった若者5人が引き受けたのです。1ヶ月間行方不明の後、主人は遺体となって帰ってきました。主人が行方不明の間も大変つらい日々でしたが、主人が殺されてしまったことがわかった後も、私たちには想像を

絶する日々が待っていました。我が家には事件を知った知り合いなどが頻繁に訪ねてきました。大変な事務量の仕事が待っていました。それ以外に、私自身の仕事もしなければなりません。私は毎晩2時ごろにやっとお風呂に入り、疲れて、このままここで寝てしまえば死んでしまう、そうしたらどんなに楽だろうと思いました。でも、子どもたちはどうなってしまうだろうと思い、毎日やっとの思いで生きていました。

小学生の息子は「お父さんにとって僕は悪い子じゃなかったかな」と言いました。娘は誕生日に外食をしても、「お父さんだけ食べられないから私もいらない」と大好きなケーキも食べません。運動会、学芸会、入学式、クリスマスなど、お父さんがいるシーンに出会うたびに子どもたちはつらい思いをしてきました。どうして私たちはこんな悲しい思いをしなければならないのでしょうか。犯人たちを全員死刑にしてもらいたい。それしか私たちに希望はありませんでした。

裁判が始まり、そこで私たちは初めて、主人が集団で残酷に殴られ、蹴られ、車に押し込まれ、ガムテープで体中をぐるぐる巻きにされて、必死に命乞いをする口を塞さがれ、息のできない状態にさせられ、主犯の実家に放置されて殺されたことを知りました。毎月2回、半年続いた裁判は、とてもつらいものでした。

拉致した若者たちは口々に、「拉致はしたけれど、死ぬとは思わなかった」と言い、殺人のようなことに誘って、お互いに対して悪いことをしたと気遣って泣いているのです。加害者と家族は、ひたすら自分と家族を守ること、刑を軽くすることをしゃべりまくっているのです。当時中学生の娘はお父さんの悲惨な殺され方を聞かされ、声をあげて泣きました。すると裁判所の人に怒られて、これ以上、声を上げるようであれば退廷であると告げられました。被害者参加制度のまだなかった裁判では、犯人にどんなうそを言われても、被害者は傍聴席でただ声を出さずに泣くことしかできなかったのです。そして判決は余りにも軽いものでした。主犯酒井、懲役17年、坂本、13年、高橋、10年、3人の若者は懲役6年でした。犯人たちは前科がなく……裁判長は淡々と刑を言い渡し「まじめに刑務所で務めれば、刑期より早く出られますから」という励ましのお言葉付きでした。

主人は人一倍努力してまじめに働いていて殺され、殺人犯たちは刑務所で短い時間働けば、反省もなく、再犯のおそれがあっても社会に帰ってくるのです。努力もせず、働きもせず、自分の利益だけを求めて生きていた人間たちに、「一度なら、ひとりなら人を殺しても仕方がなかったね」と、

国が全力で守ってくれる。「日本はこんな国であったのか」と絶望しました。

被害者はすべてを失い、遺族もまた地獄の苦しみを味わう殺人。裁判員制度が始まって、加害者への刑が重くなってきたと感じます。極悪非道な加害者が更生するかもしれないわずかな希望にかけるよりも、多くの真面目に働く国民を守ることが先決だと国民が考えているからではないでしょうか。

2009年世論調査では、死刑制度存続を支持する国民は85.6パーセントを占めています。これも、国民が安心して暮らすためには「死刑制度」を存続すべきだと考えていることを示していると思います。

子どもたちには幼い頃から加害者にならないための教育と環境を、冤罪を生まないための警察の捜査力の強化を、再犯を生まないための刑務所での教育を、など課題はたくさんあると思います。それらは急務です。しかし、被害者も国民も死刑制度を廃止することは願ってはいません。むしろ最低でも「罪のない人を殺めたら、自分の命を持って償うしか方法はない」。加害者たちに対して、これくらいの厳しさがあれば、我が家のような殺人事件は少しでも防ぐことができたはずです。加害者に限りなく甘い社会に未来があるとはとても思えません。これは我が家の事件を通じて私の周りの多くの皆さんが感じた感想です。

最後に、どうにもならない哀しみの中、私たち被害者を支えてくださった多くの皆様に感謝申し上げて、私の話を終わります。ありがとうございました。

理不尽な少年法の壁

鈴木 八恵子

私はひとり息子を罪もないのに少年たちに撲殺され、今はたったひとりの80過ぎの年寄りです。息子は冬の夜道で突然襲われ殺されました。その時は、身元不明の遺体が我が子とは知りませんでした。2、3日



後の新聞に載った「駅の監視カメラ」に写った写真を見て息子とわかりました。顔のないような殺され方なので着ていた服装で捜したそうです。それから運命が一変しました。平凡な日常から地獄の日々でした。

私ひとりなので泣きながら警察などあちこち歩き回りました。そして何も悪いことをしていないのにひどい殺され方をして、どんなに「恐怖で痛く苦しく無念だったろう」、また薄れゆく意識の中で独り残される母を思って「母さん」と呼んで死んでいったのかと思ひ大声で泣き続けました。その時思いました。「少年法」のことで。大人以上の悪をやる「殺人少年」でも「少年法」でガッチリと守られ、絶対に死刑にならず2、3年で少年院を出てしまう。名前も顔も隠されて。

事件から1ヶ月後、東京地検から1枚の通知書が届きました。少年2人の名前と強盗殺人の罪名。その後、もう1人の少年院帰りの25歳の成人男性の通知がきました。「強盗致死」と書いてありました。後にも先にも通知はそれだけです。殺人少年2人は3年も経たずに少年院を出ました。これも保護観察所に出向きわかったことです。

成人男性の判決は懲役12年で、一昨年、仮釈放されました。その後保護観察期間も終わり、今は全く自由の身となり、人を殺したことなど頭の片隅にもなくしゃあしゃあと3人とも生きていくでしょう。日本の法律は「悪の味方」だと思いました。鬼のような殺人者でも庇い、罪もなく殺害された無念の被害者のことは知らんぷり。悔しいことばかりです。

無知な母は、悲しみの中、ひとりで歩き回りました。少年側には付き人という弁護士が必ず付いて助けています。私たち被害者遺族にはそういう制度もなく、この先どうなるのか心細い毎日でした。少年審判には被害者遺族は参加できない。こんな理不尽な裁判があるなんて遺族になって初めて知りました。生きている少年は自分に都合のいいことだけ言うでしょう。

被害者は「死人に口なし」で遺族は蚊帳の外。私は審判に出席して、少年たちが息子の最期の様子をどのように言うか、言い訳するか、顔も見たいこの耳で聞きたい。息子の最期を知っているのは犯人だけです。こんな不公平な裁判がありますか。そしていつの間にかどこかの少年院に入り、いつの間にか出てしまう。少年院に入れる前に親と一緒に被害者の元に来て謝り、罪の重さをわからせてから入れるべきです。

不幸な生い立ちだ、社会が悪いという人がいますが、社会が悪かったら日本中犯罪者だらけです。悪いのは家庭だと思います。マスコミには殺人少年やその親の名前も出ません。全て少年法で守られ、世間の目

にふれないよう真綿でくるむように大事にされているのです。「少年の人権だ。将来があるのだ」と唱える人たちがいますが、被害者にも人権も将来も夢も希望もありました。母の私も小さい夢を持っていました。

息子は暗い夜道を歩いていて、少年院帰りの青年と中学生2人にいきなり暴行されたのです。青年は見張りと命令。少年2人はいきなり息子の顔を殴り、1人が首に腕を巻き付けて倒し顔面腹部などを何回も足蹴りしぐったりとした息子から金を取り、生きていても抵抗できない状態にあったのに草むらに引きずり込み丸太棒で2人が交互に5、60回殴りその場に放置し、その足でレストランに行き盗んだ金で飲み食いしたのです。まさに地獄絵です。この場面は何年経っても片時も頭から離れません。

警察で遺体に会いました。おばけが歯を剥き出した怪獣のようなものすごい顔でした。それもほんの一部です。あとは頭から身体全体包帯でぐるぐる巻きです。血液型や体の特徴を聴かれた訳がわかりました。顔がないのですから。でも、母の私はわかりました。自分のお腹を痛め生み育てた我が子です。刑事さんが言いました。「何年も殺人現場の死体を見てきたがこんな酷いのは初めてだ」と。私は息子の最期の断末魔の形相をしっかりと目に焼き付けました。「ぶっ殺してやる」と泣き叫びました。少年の親に見せてやりたかった。見るべきです。自分の子どもの鬼畜の正体を。

「絞首刑は残酷だ。死刑反対だ」という人たちがいます。私はこの人たちに息子の顔のない死体を見せてやりたい。死刑囚は痛みも苦しみもなく一気に死ねるでしょう。罪のない我が子を殺された母は大声で言います。「絞首刑なんて軽すぎる。被害者を殺したのと同じ方法で死刑にしてもらいたい」。惨殺されていく地獄の苦しみを味わわせてやりたい。「罪を憎んで人を憎まず」とか「生きて罪を償え」とかきれいごとを言っている人たちがいます。この人たちは大事な家族、我が子が罪もなく殺されたことがあるのですか。後に残った悲しみの遺族に会ったことがありますか。

反省しているから謝罪しているからと罪を軽くする判決がでますが、口では何でも言えます。そんな殊勝な気持ちがあつたら最初から人を殺しますか。また、お金や品物は返せても命は絶対に戻ってきません。償いとは被害者本人にすることです。「更生、更生」と言いますがそれを言うなら被害者を元気な姿に戻してから言ってもらいたい。どこまで殺人者を庇うのですか。一番に考えるのは被害者の命です。人権です。人間の一番の宝は命です。その命を罪もないのに絶たれたのです。殺人者も死ぬのが当然です。それが

人間としての償いです。少年院、刑務所に何年入っていても償いにはなりません。生きているのですから。

少年院、刑務所は全て無料。使われるのは私たち被害者も払っている税金です。また、無料の国選弁護士が付きます。被害者側は自分のお金で弁護士さんを頼みます。すべて自分のお金です。お金がなかったら葬式もできません。少年院、刑務所は無料の職業訓練所です。少年院は処遇ではなく保護更生を建前としているのです。少年院で2、3年教育して真人間に戻るくらいなら子どもが強盗殺人なんてやりますか。主犯格の青年も少年院を出ていなかったら息子は殺されることはなかったのです。悪い奴に対しての刑罰がすべて軽すぎると母は司法を恨みます。

何年か前、少年犯の弁護士は「人命は地球より重いから死刑は反対」とか、また、「人を殺しては駄目」と言ったとか。最初に殺された被害者は人ではないのですか。人間ではないのですか。虫けらですか。いいえ息子は人間です。まだ生きていたかったのです。

この13年間、私は癌を2度も手術し、その他、年相応に体の調子も悪くなりましたが、息子の分まで生きることが供養と思い「コンチクショウ」と空元気で生きています。若いとき、しっかりと働き貯めたお金で今は老人ホームで生活しています。そしてあすの会の遺族、仲間に励まされ支えられて元気をもらっています。人間としての最大の不幸は罪のない我が子を殺された親です。母親です。

3. 死刑制度について

日本において、なぜ死刑制度は存置させるべきなのか、死刑執行停止を求める日弁連による活動には問題がないのか、日本において死刑はどのように執行されてきたのか。弁護士5人が意見を述べました。

元検察官からみる死刑

山田 廣

私は、4年ほど検察官をしておりました。検察官は、殺人や強盗殺人などの凶悪事件では、事件の発生からまもなく犯罪現場を目の当たりにし、遺体の解剖に立ち会います。凶悪事件の現場は、惨いの一言に尽きます。目を背けたくくなるような遺体の惨状です。解剖時、遺体の顔は、苦しみで歪んだままです。いくら経験しても解剖が終わった後、事務官と一緒に検察庁に戻るときは、しばらく口をきく気力もわきません。

遺族にお会いすると、涙を流しながら重い口をやっと開き、悔しい思いを切々と語ります。また事件現場の様子を教えてくださいと言われますが、どうしたらよいか迷うこともあります。遺族の無念さに接し、心の底から怒りが湧いてきます。人を殺めておいて、命の価値や重みを何ら顧みない被疑者に対し、被害者は当然ながら死刑を求めます。ごく自然な応報

感情です。

死刑制度については、昭和23年の最高裁判決により、日本国憲法は死刑の存置を想定し、死刑の威嚇力によって一般予防をし、死刑の執行によって特殊な社会悪の根元を絶ち、もって社会を防衛しようとしたものとされ、また永山事件判決でも、罪刑均衡の見地からも一般予防の見地からも、極刑がやむを得ないと認められる場合には、死刑の選択も許されるとされました。刑罰の特別予防の見地から、矯正不可能な凶悪犯には、再犯可能性を完全に根絶する手段として死刑は認められるというのが判例の考え方です。死刑制度については、実に国民の85.6パーセントもの多数が支持しています。

ところで、私は死刑を存置する実質的な根拠を、日本人の道德観を根本に据えるべきと考えています。つまり、長い歴史の中で培われた社会秩序や人倫的文化を維持するためには、場合によっては死刑をもって行為者を社会から排除しなければならないということです。

これだけの大多数の国民が死刑を支持するということは、わが国において、社会的秩序と人倫的文化の維持のために、死刑は絶対的に必要であるということが、国民的道德観として定着していることを示しています。江戸時代に法制化されたあだ討ちは、多くの市民から賞賛、支持され、明治6年まで継続しております。日本人の精神性の中には、他人の命を奪った場合、場合によっては自らの命をもって償うべきである



という、道徳観が根底に横たわっているのです。

被害者の応報感情の発露は、単なる遺族固有の感情ではありません。最愛の家族が惨殺されたとき、被害者の心の底から搾り出される犯人に死刑を求める声は、国民的道徳観に支えられた、国民としての応報感情そのものです。これを被害者が代弁しているに過ぎないと理解すべきです。

裁判で、被告人は「生きて償いたい」と言います。しかし被害者は、「被告人の命をもって償って欲しい」と考えます。これが被害者の気持ちであることを、弁護士として理解すべきです。命の価値が平等というなら、他人の命を理由もなく奪った者に対して、死刑という刑罰を科す機会がないとすれば、それは亡くなった者の命の価値を、犯人の命の価値より軽く扱うに等しく、とうてい日本人の道徳観に合致するものではありません。

裁判では事実の認定は慎重になされるべきですが、犯罪に見合った適正な刑罰を決することが裁判の肝であることは論を待ちません。刑罰という国家的な非難の対象は、あくまでも犯罪の事実そのものです。内心が全く不明の反省の弁や、予想もできない被告人の将来の更生を考える前に、まず罪刑の均衡を保つことが必要であり、場合によっては死刑をもって臨む、これを国民は刑事裁判に求めています。

被害者参加弁護士の体験に思う

川上 賢正

私は平成13年から民間の福井犯罪被害者支援センターの事務局長をしております。元々は弁護士ですが、それから徐々に犯罪被害者の声を聞くことが多くなり、これは本当なんだと、どちらがバランスなのかなと言うこと、実際に私が体験したようなことをかいつまんでお話しさせていただこうと思います。

私は弁護士25年目ですが、以前は刑事弁護をしていました。20数年前、殺人事件の刑事弁護をしたことがあります。女性が男性を刺した。刑事弁護人です。殺意はほとんど間違いないので刑事弁護人がとった選択肢は情状です。その中で動機がどうなのかということを考えなければならない。いかに被害者の男がどうしようもない男で、加害者の女性はやむなく刺したのだということを戦略として考えました。今、思えばそれ自体が誤っていると思いませんでしたが、その戦術に従って被告人質問をしました。被告人に対し、殺害の状況について順を追って聞きます。もちろん嘘を言っているつもりはありません。調書に基づ



いてしつこく、「この時あなたは被害者にどう言われましたか。その時あなたはどのように返しましたか。どうだったの。何があったの」。そういうことをして佳境に入ってきた時、シーンとした中でいきなりうしろの傍聴席から「この弁護士うそつきです」と喚いている人がいた。びっくりしました。参加制度はありません。裁判官はどう言ったと思いますか。「静粛に。静粛に。退廷させますよ」と言いました。これが当時の状況です。推測するにその方は被害者の奥さんだったのだらうなと思いました。「あーこれだ」と。「死人に口なしというのはこういうことだ」と。

被告人の調書はありますが殺害された被害者の調書はないのです。被害者は、当時は傍聴です。「違います」と言ったら退廷させられるのです。それが現実だなと。それは私がずっと刑事弁護する中でトラウマとなっていました。今回の被害者参加制度は、私は過去の経験に基づいて、やはりバランス的には被害者も出てくるべきだと思いました。私はこの制度については、のめり込んだ覚えがあります。そういうことで弁護士として、被害者の話を聞くようになって、「あーこういうことなのだな」と思いました。

一昨年、福井で大きなコンビニ強盗殺人事件がありました。裁判員裁判が始まっています。私は裁判員裁判で、初めての被害者参加の弁護士をしました。

福井は田舎です。特に犯行地は山深く、警察の方が「強盗殺人事件が5、6年なかったよ」というような所です。深夜2時、1人勤務のコンビニ強盗です。現役のやくざ者が金に困って、1人でいるところを見計らって背後からアイスピックで18ヶ所めった刺しにして倒れたさなか、暴行の限りをして15万円あるかの金を持って逃走したという事件です。夕方、奥さんは見送り、午前3時に無惨な姿で帰ってきた。その被害者参加裁判を担当しました。当初、被害者の方は参加することに消極的でした。マスコミによって餌食にされてしまうからです。田舎でそんな事件はそうそうないため、当初から本当に大変でした。私はこういう

事件こそ、被害者参加をして被害者の思いを伝えるべきだと思い、民間の支援団体の事務局長としてお会いしに行きました。被害者参加については警察からも検事からも言われているけど、これ以上かわりたくないというスタンスでした。

奥さんには2人の小さなお子さんがいます。被害者と同じ46歳。「先生、被害者参加したら絶対に死刑になりますか」と聞かれました。僕はそう簡単には答えられませんでした。被害者が1人、なおかつ、被告人はやくざでありながら前科がないのです。「死刑になるかどうかは私にはわかりません。死刑を望むあなたの気持ちはわかるけれども、私にはいま判断できません」。被害者の方は、「だからだめなんです」「どうしてですか」「被告人が恐いのです。もし無期懲役だったらどうなるのですか。ずっと刑務所にいるのですか」「そうではないと思います」と答えました。「今の現実はいわゆる仮釈放というのがあります」。その彼女は知っていました。「いつか戻ってくるのですよね。私は憎いですけど恐いのです。もし被告人がまた舞い戻ってきて私を見つけて逆恨みすると。先生、あなたは本当に私を、私の家族を守ってくれるのですか」。真剣に言われたとき私は答える術がなかった。警察が守ってくれるなんていい加減なことを答えられる状態じゃなかった。真剣勝負です。

2ヶ月後、彼女から電話がありました。「被害者参加をしてみます」。友だちに「もしご主人が生きていたら、いろいろなことを裁判官や裁判員に聞いてほしいよね。絶対そう思うよね。それをできるのは遺族であるあなたしかいないじゃないの」と言われました。「それを裁判員の方に聞いていただくのは私の務めだと思う。恐いという前にその務めが大事であると思って参加します」。私は被害者の思いに触れるたびごとに胸が震える思いでした。もちろん被告人の顔は見たくない、恐いということで遮蔽措置とかビデオリンクとか使いました。死刑を求刑しました。被害者論告もしました。思いのたけを裁判員の方に切に訴えました。検察官は無期懲役を求刑した後です。最後に私は被告人に向かって「あなたは生きている価値がない」と言いました。言った瞬間、私の背中がゾクッとなりました。私は遺族ではないです。それでも被害者と一緒に毎日のように話をし、裁判に向かうことで、被害者の思いが伝わってきたのかなと思います。

最後にもう1つ、別の殺人事件の被害者参加の弁護をしました。加害者が姉の夫。被告人の姉の夫を殺害した。いわば身内の事件です。その息子の被害者参加をしました。被害者は心情意見書で死刑を求刑し

ました。私も死刑を求刑したのですがいろんな確執がありました。と言いますのもこういった事件で死刑になることは極めて難しいという話をしました。若手の勤務弁護士に量刑基準を調べるように言ったら、「いいところ16～17年ですね。15年ぐらいが相場じゃないですか。これは死刑を求刑することにどういう意味があるのですか。裁判員は逆に引くんじゃないか」。被害者の方はこう言っているだけで説得力はないのではないか、と言う議論を被害者参加人と積極的にしました。本当に刑を重たくしてもらうには死刑を求刑しない方がいいからと話をしました。被害者の方は「先生、私がもし死刑でなくて無期とか懲役20年を求刑するということはどういうことになるのですか。私は被告人を絶対許すことはできない。しかし、私の求刑が無期や懲役20年とかになれば、それは一部でも許したことになる。それは、私は耐えられない」と言われたのです。私はそれ以上反論する言葉がなかった。裁判員の方に、どうやって死刑が相当かということを伝えるか被害者論告の責任を負っているのですが、説明する言葉がないけれど、忠実に被害者の思いを裁判員の方に伝えようということ、まさに被害者に会うことによって勉強になりました。

今日お呼びいただいて先ほどの話を聞いて、やはり被害者こそ救われるべきだし戦うべきだと思います。どうもありがとうございました。

死刑を存置すべき理由について

松村 龍彦

死刑廃止論者は、このようなことを言います。「生命は人の存在の根本であり、何よりも尊重されなければならない。人が人として生きること、それ自体が基本的人権である」「死刑制度は、国が人の生命そのものを奪い、その存在を永遠かつ完全に社会から排除する究極の刑罰である」と。

そうだとすると、殺人という罪については、「殺人



は、人が他人の生命そのものを奪い、その存在を永遠かつ完全に社会から排除する究極の犯罪である」と言えることになります。

生命に究極の価値を求め、それゆえ死刑を廃止すべきとするのであれば、殺人犯も廃止、すなわち社会から退場して貰わねばならないことになります。生命は人の存在の根本であり、何よりも尊重されなければならない、そして、人が人として生きること、それ自体が基本的人権であるとするならば、生命以外の権利が侵害された場合と生命そのものが奪われた場合とでは、その行為の持つ意味は全く異なるものであり、処遇の内容そのものを異にすべきであるというのは当然です。

死刑廃止論者が「何よりも」尊重されなければならないとするのは、おかしいことに殺人犯の生命です。「何よりも」ということは、「被害者の生命よりも」殺人犯の生命を尊重すべきということです。廃止論者は、国が人の生命を奪うのはいけないというわけですが、個人が個人の生命を奪うことはよいのでしょうか。我が国は、国民主権の下に統治が行われているのであり、死刑は国権の最高機関である国会が定めた法律に基づくものです。かたや殺人罪は法律の定めた犯罪行為であるだけでなく、太古の昔から国を問わず、人にあるまじき行為として禁じられてきた行為です。国法に、人倫に反する行為を行った犯罪者の基本的人権を善良な被害者の人権よりも尊重すべきとするのは、およそ人倫にもとる思想であると言わざるを得ません。そして、殺人犯を処罰するにあたり、無期懲役、終身刑でも足りるとする考えは、何よりも尊重されなければならない人間の生命、無残に奪われた被害者の生命を、生命以外の権利、物やお金と同列に考えるに等しく、被害者の生命を著しく軽視するものにほかなりません。

では実際に、廃止論者の言うとおり死刑制度を廃止した場合、どうなるのかを考えてみます。

まず、過去において長期にわたり死刑制度を停止・廃止した国があったのか。これは実は我が国に実例があります。平安時代、嵯峨天皇の弘仁9年（西暦818年）の宣旨により死刑が止められてから後白河天皇の御代である保元元年（西暦1156年）に至るまで26代、339年の間死刑が行われなかった。当時の養老律令には死刑が定められていたのですが、これを適用しなかったということです。この背景には、当時の貴族が死を穢れと考え、死刑に関与したくなかったということもあるのではないかと思います、あるいは教養にすぐれた公達は卓越した人権感覚を

もっておられたのかかもしれません。その結果、歴史の本によれば、盗賊の横行が甚だしくなり良民の苦しみは想像以上であったということです。これが武士の誕生を生み、保元の乱を経て武士が権力を持つようになり、貴族は権力を失っていったことは広く知られるところであります。

その後、我が国において死刑が廃止されたり停止されたりしたことはありません。それは300年に及ぶ検証の結果、死刑制度の停止は世を乱し、統治機構を弱体化させることが明らかになったからであると考えられます。

近年、死刑制度を停止・廃止しようという国が現れ始めているとのことですが、我が国においてはすでに死刑制度の停止が国民生活の荒廃、国家の弱体化を招くことは実証済みです。長い歴史、伝統を有する我が国においては、過去の歴史から、死刑廃止が、犯罪で処罰されることなく、また、人を殺めることもなく一生を終える大多数の国民にとって害悪でしかないことを感得すべきではないでしょうか。

さらに実際に死刑を廃止した場合、受刑者は、何人殺そうとも、自然死するまで刑務所で基本的人権を享受できる上、たとえ刑務所の中で殺人行為を行おうとも、刑務所の中で安全に従前と変わらぬ生活を送ることができることになります。刑務官や他の受刑者を何人殺害しても、「何よりも」尊重されなければならない立場に留まることができるのです。このようなことは、一般の国民感情からして許されるとは思えません。死刑の停止・廃止を求める者達は、他人の生命に重きをおかない点において、殺人犯と同様であるのではないかと考えます。

日弁連と死刑問題

松本 卓也

皆さんは、我々弁護士職能団体である日本弁護士連合会（日弁連）が、国に対し、死刑の執行を停止するよう求めていることをご存じでしょうか。私が調べたところでは、日弁連が死刑の執行停止を言い出したのは、1993年5月6日会長談話が最初です。以後、死刑執行が行われるたびに、日弁連は会長談話や会長声明で死刑の執行停止を求めてきました。

そして、2011年10月7日には、日弁連の人権擁護大会において「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」を採択しました。しかし、弁護士の中には、死刑の執行停止には反対である、死刑を執

行すべきだ、と考えている人はたくさんいます。そちらの方が多数だと思います。

ところが、このことを知った一般の方はどう思うでしょうか。弁護士はみんな死刑の執行停止を求めている、と思う方もいるのではないのでしょうか。これは死刑を執行すべきと考えている弁護士には迷惑です。それ以上に、個人の思想信条の自由という憲法上の自由を侵害されていると感じる弁護士もいるでしょう。こういう問題意識から、日弁連という弁護士の職能団体が、死刑の執行停止を求めることができるのか、ということを考えてみたいと思います。

弁護士が顧客から預かったお金を自分のために使ったりすると、除名などの懲戒処分を受けます。弁護士法は、この懲戒権を、法務省などの国の機関ではなく、日弁連に与えています。弁護士の団体が弁護士を懲戒するかどうかを決めることができるわけです。これは、ものすごい自治権です。法律でこういう高度な自治権を与えられているから、日弁連が行うことのできる行為は日弁連自身で決めることができる、と日弁連は考えています。こういう考え方に立つと、死刑の執行停止を求めることは、日弁連自身が決めたことだから、日弁連は当然行うことができる、ということになります。しかし、懲戒権に代表される日弁連の自治権は、あくまで弁護士個人の弁護活動のためのものであって、弁護士の組織である日弁連の活動のためのものではありません。

私は、日弁連が死刑の執行停止を求めることができるかどうかは、日弁連が強制加入団体であるという性質から考えるべきだと思います。日弁連は弁護士法により強制加入団体とされ、弁護士は日弁連に加入しないと弁護士業務を行うことができません。弁護士の職業選択の自由や結社の自由といった憲法上の自由は弁護士法で制限されているわけです。こういうことが許されるのは、日弁連という1つの団体に、弁護士の指導、連絡及び監督に関する事務を行わせることが弁護士の使命及び職責にかんがみ相当であるからです。

しかし、これを逆から言えば、日弁連が指導、連絡及び監督に関する事務から大きく離れて、構成員である弁護士の思想・信条の自由を侵害するようなこと、あるいは、侵害するおそれのあることは、日弁連の強制加入団体という性質から許されないということです。また、日弁連が対立するどちらかの立場に肩入れしてそれを推進するようなこともできないということです。

日弁連の死刑執行停止の活動は、死刑を執行すべ



きと考えている弁護士の思想・信条の自由を侵害するおそれがある行為であり、行うことはできません。また活動は、死刑を執行すべきと考えている弁護士の会費も使って行われています。こういう観点からも、行うことはできないと考えるべきです。また、先程川上先生がお話しされたとおり、平成20年12月に被害者参加制度が設けられたことから、弁護士は、被告人の辩护人として死刑判決を回避する活動をするだけではなく、ときには被害者の代理人として被告人の死刑を求める活動をしなくてはなりません。このような立場にある弁護士の団体である日弁連が、片方の立場に立って死刑の廃止について活動することは、日弁連の強制加入団体という性質に反すると思います。

なお、死刑制度には86%の国民が存置だと言っています。日弁連がこの意見に耳を傾けなければ、弁護士全体が国民、市民の信頼を失うことになりかねません。日弁連はこういうことに危機感を持つべきです。停止すべきは死刑の執行ではなく、日弁連の死刑執行の停止を求める活動の方だと私は思います。

日本における死刑の執行方法について

田島 寛之

現在日本で行われている絞首刑は、首を絞めると書くが、厳密には縊首、首つりです。絞首刑について3つの観点からお話をします。

1. 絞首刑の歴史

鎌倉・室町・江戸時代は、絞首刑の他にも磔、火あぶり、釜ゆで等の方法も採用されていました。明治3(1870)年には、死刑は2つの方法に限定されました。首切りと絞首刑です。さらに、首切りの場合、斬った首を晒す「さらし首」を加えることができました。

明治6(1873)年、絞首刑については現在と同じ首に縄をかけて下に落とす方法になりました。現在の執行方法は明治6年から基本的には変わっていま



せん。それ以前は、ケヤキの柱の前に受刑者を立たせた上で、その首に巻いた縄を柱の穴から柱の背後に回し、それに約75キロおもりをつるした後、足の下で踏板を外すというものでした。

明治13（1880）年、旧刑法制定により、死刑は絞首刑のみとされました。

2. 現在の執行方法の工夫

現在の執行方法はある工夫がされています。以前は取っ手を引っ張ると床が落ちる仕組みでしたが、現在はボタンを押すと床が開いて下に落ちる仕組みになっています。ボタンは3つついていて、刑務官の心理的負担軽減のため、どのボタンによって開いた

のかわからない仕組みになっているのです（※法務省は2010年8月に東京拘置所の刑場を公開した）。

3. 絞首刑は憲法で禁止されている残虐な刑罰か

絞首刑は憲法にいう残虐な刑罰には当たらないというのは、憲法の確定した判例です。日本の憲法は、命をもって償うしかないほど凶悪な犯罪を犯した人間に対しては、死刑にすることを認めています。その執行方法として、さきほどご紹介した、火あぶりやさらし首、釜ゆでのような派手でみせしめの意味が強いものはやりすぎなので残虐な刑罰と言えるでしょう。それに比べると絞首刑は、そこまでひどいやり方ではないと言えます。なお、絞首刑よりも穏やかな執行方法として、薬物注射の方が良いのではないかとこの意見もあります。

死刑廃止を主張する人の中には、死刑は残虐な刑罰だから廃止すべきだという意見がありますが、これについては、なぜ死刑判決になったのかという視点が欠けています。卑劣極まりない残虐な行為をしたから死刑判決になったのです。残虐な犯罪行為がなくなれば、死刑判決など出ないのですから、まず、残虐な犯罪行為をなくすことを考えるべきではないでしょうか。

4. 会場との討論

凶悪事件被害者の叫びと5人の弁護士の主張を踏まえて、高橋正人弁護士がコーディネーターとなって、参加者と「死刑制度」に関する活発な意見交換が行われました。議論された論点は以下の通りです。

生きて償わせる

- ・何を償うのか。いくら償ってもらっても死者（被害者）は生き返らない。だから死んで償って欲しい。
- ・遺族がどういう償いをしてほしいかということに添うのが加害者の償い方法である。
- ・被害者に加えて更にもう1人死に追いやることはしないじゃないか。だから生きて償わせる。
- ・罪を犯したから罰（死刑）があるのであって、生きて償うこと自体不合理極まりない発想。生きては償えない。罪刑均衡の法則を常を守るべきだ。

個人の尊厳

- ・日弁連は、被害者加害者それぞれの個人の尊厳を尊重する社会の実現のためには、犯罪被害者に対しての手厚い支援をしていく。一方、加害者の基本的な人権擁護のための法制度の改善として死刑廃止を求めている。
- ・人を殺した加害者に尊厳なんかあるのか。命の尊厳

を訴えておきながら、加害者に死刑を求め、命を取ろうとするのは矛盾しているのか？

- ・何もしていなくても突然命を奪った行為をしたのだからその行為に対しての責任としての刑罰の死刑は当然ではないか。
- ・人の命を奪ったらやはり大切な命だから同じ命でしか償えない。
- ・人間が権利だけを求める存在ではなく、理性をもっており、自分のやったことについてはそれ相応の責任を持つ。自分のやったことが死刑に相当するものであればそれは自分の命をもって死刑を受けて責任を果たすべきだ。それが個人の尊厳を尊重した死刑制度のあり方である。

償うことと、反省することは同じことなのか

- ・本当に罪を償って反省して真人間になっているような死刑囚には、死刑執行猶予の制度を考えてくれという意見がある。しかし、犯人が反省してくれても



被害者の被害回復にはならない。

・殺人事件の場合には償う相手がいないのだから、どんな形をとっても償うことはできない。加害者が人間性を取り戻して反省して罰を正面から受け止めて罰を受けて欲しいのが被害者遺族の願い。

冤罪・誤判の可能性について

- ・日弁連は、冤罪・誤判の為、死刑執行停止の結論は出しているが、廃止と言う宣言はしていない。誤判の可能性が無くなれば日弁連は死刑に賛成なのか？
- ・まだ決まっていない。今までの再審無罪、誤判の原因は証拠の採取が不備で、非科学的であった。今は科学的な証拠採取がなされており、今後は、原理原則の徹底一疑わしきは被告人の利益等を守っていき、冤

罪をなくす努力をしていくので、冤罪の可能性があるから即死刑廃止と言うことにはならない。

世界の潮流

- ・世界の潮流と言っても国の数で論ずるのは意味がない。日本には日本の文化があり、日本国民の85.6%の死刑存置という声を聞いていくことが肝要である。

その他

- ・日弁連の人たちは、被害者の家に民宿して、被害者がどれだけ苦しい実態なのかを知った上で、死刑について論じてもらいたい。
- ・罪にはいくら更生しようが、反省しようが償えない罪があることを理解する必要がある。

5. 総 括

私にとっての死刑問題というと、17年前の関東弁護士連合会のシンポジウムを思い出します。1995年3月に東京地下鉄サリン事件が起き、同年9月に開かれたシンポジウムで「死刑を考える」をテーマに取り上げました。90年代前半は、世論の中に死刑廃止論者が少しずつ増えていった時代です。色々な団体が死刑について、賛成か反対かといった調査をやっていて、そのほとんどが、その時の資料に網羅されています。政府ないし公的機関が行った調査では、死刑賛成論者が多く、大学の教員や弁護士の団体が行った調査では、廃止論者が多いという傾向がはっきり読み取れます。もうそろそろ日本も死刑を廃止してもよいのではないかという世論が出てきた時代です。そしてまた、弁護士の団体も一生懸命廃止に向けて取り組みをやっていました。そういう中でオウム事

件が起きたわけです。

ところが、オウムの事件によって、世論が完全に逆転してしまい、それ以前は、3分の2ぐらいの人が死刑廃止を支持していたのですが、翌年の調査は、9割近くの人が死刑賛成に変わっていました。そういう中で関弁連は、死刑を考えるシンポジウムを開かざるをえなかった。準備委員会としては、廃止の議論などできるわけがない、ということだったのではないかと思います。静岡県の弁護士会の皆さんが準備にあたっていたのですが、その中のある方が、私の被害者学に関する本を目にして、これが切り口になるのではないかと考えたようで連絡してこられました。その方とは、あすの会でお馴染みの白井弁護士だったので、そこからいろいろなことが始まりました。

シンポジウムまでは、弁護士はほとんどが死刑廃

常磐大学国際被害者学研究所教授 諸澤 英道

止論者だと思っていました。ですから、その日は敵陣に乗り込むような心境で、非常に心が重かったのです。しかし、半数以上の弁護士の方は実はそうではなかったのです。日本には死刑制度があって、それはやむを得ない制度で、ある意味の積極的賛成と消極的賛成を含めると、弁護士の中でも賛成は半数以上だということを知ったのは、すごく大きな収穫でした。

そこから被害者への取り組みをする弁護士の方々との付き合いが始まりました。調査を見ていまして、一時期90%近くまで賛成（賛成というより、反対しない方が）が増えたのです。この種の調査は、聞き方によって数字が変わるわけですが、とにかく、消極的賛成も含めて賛成論者が8割を越えていたのです。そしてその割合は一向に下がっていません。

ところで、唐突のようですが、今日、この本を持ってきました。Jared Diamond が書いた“The World until Yesterday” という本です。今年、出版された本で、世界的なベストセラーになっています。Diamond という人は、ハーバード大学で生物学を学び、ケンブリッジ大学で生理学を学び、その後、人類学の世界に入り、人類の起源みたいなことを考えながら、そもそも人類はこれからどうあるべきか、ということで世界に大きなメッセージを発信しています。この「昨日までの世界」というタイトルで想像つくと思いますが、「今まで人類はこういうことを考えてきたけれども、おかしくないのか？」とか「これからはこうじゃないのか？」といった問題提起をしています。

全部で6章あり、その1つで責任問題を取り上げています。「責任の取り方は、今までこう考えてきたけれど、問題だらけだ。これからこうすべきじゃないか」ということを言っています。まだ全部読み終えていないので断定的なことを言うのは控えますが、要は、近



代化とともに法律制度を整備し、刑事法と民法法を分けていった。それは被害者にとって司法制度が遠いものになっていくプロセスであった。犯罪者を罰する方は国がやる、だから、被害者は賠償の方へ行けということです。先程来、「償い」という言葉がでていますが、この本を読んでいて、私は「生きて償う」という言葉の矛盾をすごく感じております。

日本語の「償い」というのは、元に戻せないものを代替物によって埋め合わせするという意味で言われます。しかし、本当はそうではなく、「Retribution（報い）をすべきだ」と、彼は言っています。殺した人はその報いとして何をすべきか、という話になるわけです。その先を彼は言っていないですが、多くの犯罪は、そもそも元に戻せません。殺人事件の被害者の命をお金で埋め合わせることは、遺族には、とても受け入れられるものではない。その人の命を奪った人は命をもって埋め合わせをしてくれというのが、多くのご遺族の想いだと思います。従来の社会はそれをなかなか認めようとせず、そういうところで死刑廃止という問題がどんどん出てきたわけです。

世界の潮流について、確かに死刑を廃止した国は世界の半数を超えています。人口で言うと、死刑を存置している国に住んでいる人の方が多いのです。死刑廃止の動向は、キリスト教圏の国々の影響です。私は、国連会議に20年以上出てきて、国連を動かしているのはキリスト教文化ではないかといつも思うのです。世界をキリスト教文化でもって覆おうとしているのは、非常に問題だと思います。死刑問題がまさにその代表的な問題です。

私たち日本人には神道があり、仏教があり、日本人古来のメンタリティーがあります。日本人がこの日本で生活して、多くの日本人が共通に持っている文化があり、価値観があり、そういうものがこういう刑罰のあり方について決めるのです。ですから他の力、ましてや他の国の文化や宗教から「こうしろ」と言われる謂われは全くない。これは私たちが決める問題です。

刑事政策は国民が決めていく問題であり、多くの国民が支持するような制度を政府が作っていく。そして、それを国会や審議会などでの議論を丁寧に行っていくという話で、まさに今日、この死刑をめぐる議論がある種噛み合わなかったのは、実は非常に良いことだと思っています。

今日を原点にして、私達が改めて死刑を考えていく。「廃止」ではない、別のステージで議論する場が従来なかった。そういう意味では、今日は、新しいステージを用意する最初の日だったのかなと思います。

6.全国犯罪被害者の会(あすの会)会務報告 平成23年1月～平成25年1月

代表幹事代行 松村 恒夫

平成23年1月から林代表の下、活動して参りました2年間の当会活動を報告いたします。

平成18年に犯罪被害者等基本法が成立し、その5年後見直しとして第2次基本計画が平成23年3月に閣議決定されました。

その基本計画の見直しの中の項目でもありました被害者参加制度で、被害者が裁判に参加する場合、旅費と日当が支給される方向で検討され、ほぼそうなることが決まりましたことをご報告いたします。

次に、平成23年の第11回大会で決議されましたその第1決議の新しい経済補償制度の創設についてご報告いたします。第2次基本計画で、内閣府犯罪被害者等施策推進会議の下に、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」が設けられることになり、私、松村が専門委員として参加して参りました。これまで10回の検討会が開かれました。検討会は、犯罪被害者のヒヤリングを含む内外の実情調査が実施・報告され、現在はあすの会が顧問弁護団の先生方の協力を得て作成しました「新しい経済補償制度要綱(案)」についての質疑が行われております。

あすの会の要綱で主張している主な点は以下の4項目です。

①現行の犯罪被害者給付制度は、一時金制度であり、それだけでなく犯罪被害のため、事件前の生活レベルが回復できていない被害者の生活を保障するために事件前との収入の差額を埋める年金制度を創設してほしい。

②医療関連費を被害者がいったん立て替えなくても済む、現物支給にしてほしい。

③将来の被害者を救済することも大事であるが、その前に、現在でも過去の犯罪被害のため困っている被害者に対して、医療関係費や年金を補償してほしい。

④殺人事件等の被害者は何らかの加害者との人間関係があり、その人間関係のために支給額に差を付けるのは不公平であるので、一切差を付けないことにする。

以上の4点について、検討会で検討はしましたが、財源とか変な公平性の原則の問題で何も前進がなかったということは絶対に避けなくてはならないと思っています。今後、弁護団の先生方、会員の皆様、支

援してくださっている方々と相談させていただきながら、実現を図りたいと考えております。

その他、3年後見直しとして、少年法、被害者参加制度についても取り組んで参りました。少年法に関しましては、2012年3月に法務省へ意見書を提出しました。その主要な点は、

- ①審判傍聴の対象者の範囲の拡大
- ②重大事件の事実認定に対する検察官の原則関与
- ③審判における被害者から少年に対する質問
- ④社会記録の閲覧
- ⑤被害者国選弁護士制度の実現

以上です。

被害者参加制度ですが、この制度はあすの会が命がけて作った制度です。最近では、多くの被害者が以前から参加制度が存在したかのように、裁判に参加するのが当たり前になってきました。検察官との十分なコミュニケーションがとれるようになったり、在廷したため、被告人と同じ目線で向き合えたというメリットが確認されており、嬉しい限りですが、まだまだ改善してほしい点が複数あります。その1つは、公判前整理手続きに被害者、被害者参加弁護士が参加できるようにしてほしい。刑事裁判では、公判前整理手続きで実質的に裁判の勝負がついており、検察官から公判前整理手続きの様子を聞き、打ち合わせもしますが、被害者が全く関与せず、裁判官、検察官、被告側の弁護人の三者が全て決め、勝手に裁判が進んでしまうような怖さを感じております。また、尋問の範囲ですが、情状に関することだけでなく事実に関しても尋問出来る様にしてほしいのです。検察官より事情を知っている被害者が質問するのが効果的な場合がありますから。

その他、犯人探しの情報提供依頼のビラ蒔き、各種講演会、シンポジウム、受刑施設等での講演等の啓蒙活動、法律相談等の活動を行って参りました。

《今後の活動方針》

今後の運動は、これから上程される決議案の実現に努めるほか、従来行って参りました活動の継続に努めます。

7. 第12回 全国犯罪被害者の会（あすの会）大会決議

第1決議 死刑制度の存置

死刑制度は、犯罪被害者を含む国民の圧倒的多数が支持しており、今後も存続すべきである。

〔理由〕

死刑にしても被害者が生き返るわけではないから、生かして償い、謝罪させた方が良いと言って、死刑に反対する論者もいる。しかし、被害者遺族が死刑を求めるのは被害者を生き返らせる方法がないから、命をもって謝罪して欲しいのである。生かして償わせるという空虚な言葉は、被害者を侮辱し、傷つけるものである。

死刑は残虐で野蛮だから廃止すべきという意見もあるが、野蛮で残虐の限りを尽くして殺害した加害者のことは不問にして死刑は残虐だというのでは納得できない。

死刑の廃止は世界の潮流だとも言うが、道徳観、死生観、文化の違いである。我が国では国民の85.6パーセントもの多数が死刑制度を支持している。

これだけ大多数の国民が支持するということは、我が国において、死刑制度が社会的秩序と人倫的文化の維持のために絶対的に必要であるということが、国民的道徳観として定着していることを何よりも示している。江戸時代に法制化されたあだ討ちは、主眼は武士の面目の保持にあったが、実際には武士階級以外でもあだ討ちは数多く行われ、多くの市民から賞賛、支持され、実に明治6年まで継続している。日本人の精神性の中には、他人の命を奪った場合、自らの命をもって償うべきであるという道徳観が根底に横たわっていると考えられるべきである。

誤判のおそれがあるから廃止すべきという論者もいるが、全ての殺人事件で誤判のおそれがあるわけではない。科学捜査の技術も進歩したし、裁判員の目も光っている。疑わしきは罰せずの原則を貫くことで誤判を避けることもできるのであり、誤判は証明の問題に過ぎない。

人の価値は平等だから死刑にすべきではないとも言われるが、人の価値が平等なら、理由もなく人の命を奪った者に対してこそ死刑にしなければ、加害者の命の価値を、被害者の命の価値よりも重く扱ったことになり、かえって不平等である。

死刑は国家による殺人だと非難する人もいるが、何の罪もない人を大量に殺戮する戦争を認めておきながら、少数の重罪犯に対する正当な処遇である死刑を否定するのはおかしい。

仮釈放を認めない絶対的終身刑を導入し、それまでの間、死刑の執行を停止すべきであるという意見もあるが、被害者は自ら支払う税金で殺人者を養っているのを腹立たしく思っており、我慢できるものではない。

第2決議 新たな被害者補償制度の創設

犯罪被害者等給付金制度を抜本的に改め、新たな生活保障型の犯罪被害者補償制度を創設すべきである。

〔理由〕

凶悪犯罪の被害に遭うと、被害者は日々の生活費にも事欠いてしまい、悲惨な状態に陥る。資力のない加害者から賠償が得られることはほとんどなく、改正されたとはいえ、現在の「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（犯給法）」のように、見舞金ないしは損害の一部補償という形で一時金を支給される方法では、当座の支出であつという間に使い切ってしまうのが実情で、人間としての尊厳を守るところの話ではないのである。

治療費に至っては、一旦被害者が負担しなければならず、しかも、その上限も休業損害と併せて120万円に決められている。付添看護費や将来の介護費、リハビリ費用、住宅改造費・ハウスキーパーなどの環境整備費、義足などの費用、通院交通費、カウンセリング費用については、改正犯給法では、考慮されていないのである。これらの将来の莫大な費用は、被害者の生活をさらに苦しめている。さらに、経済的な困難に陥っているか否かに関わりなく、一律に年齢区分ごとに一定の倍数を掛けて一時金を支給する現行のやり方では、本当に困っている人の被害回復には不十分である。

加えて、犯給法は、通り魔殺人を念頭においているため、それ以外での殺人事件などでは、原則として支給額が減額されることになっている。そこで、従来の犯給法の考え方を抜本的に改め、本当に、困っている人に必要かつ十

分な補償を、途切れることなく補償し、被害を受ける前の平穏な生活を取り戻すことができるよう、全く新たな「生活保障型」の被害者補償制度を作り、かつ過去の犯罪に遡って補償されるべきである

第3決議 裁判員裁判における量刑判断のあり方

裁判員裁判における量刑判断にあたっては、犯行態様の危険性や結果の重大性だけでなく、被害感情も含めた被害者の意見に真摯に耳を傾け、犯罪被害者の尊厳に十分に配慮すべきである。また、過去の量刑基準に引きずられることなく、市民感覚に基づくべきである。

〔理由〕

司法研修所編の「裁判員裁判における量刑評議の在り方について」(法曹会)によれば、「被害感情の基となった犯罪行為によって生じた具体的な影響等(身体的、精神的、経済的、社会的な支障が生じているかなど)を踏まえて行為の危険性や結果の重大性の評価をした場合は、被害感情それ自体を別途量刑上重視する必要は乏しいと考えられよう」と指摘されている。

犯罪被害者等の尊厳が尊重されることが権利として定められ(犯罪被害者等基本法3条)、刑事司法は犯罪被害者のためにもあると犯罪被害者等基本計画では宣言されている。被害者の被害感情それ自体を尊重した量刑が下されないときは、被害者の尊厳を守ることができないものであり、結果の重大性だけでは不十分である。

第4決議 被害者参加制度の拡充

次の通り、被害者参加制度のさらなる拡充を求める。

- ①公判前整理手続に被害者が参加できるようにすべきである。
- ②証人尋問においては、被害者は事実関係についても質問できるようにすべきであり、また、被害者を証人として尋問する場合に、被害者参加弁護士からの尋問も認めるべきである。
- ③併合罪などにより、同じ手続で起訴されている事件については、被害者は、全てについて参加が許可され、意見が述べられるようにすべきである。
- ④裁判官、検察官、弁護士の法曹三者、特に裁判長は、被害者の声を直接反映させ、被害者参加弁護士はそれを補佐する立場に過ぎないという被害者参加制度の趣旨を十分に理解し、被害者自身が発言できる機会を不当に制限することがないようにすべきである。

〔理由〕

①公判前整理手続では、審理すべき点及び審理の対象となる証拠のほとんどが決定されている。しかし、事件に至った経緯、動機などについて、被告人が述べる事実と被害者の把握している事実が異なっている場合があり、本来、その点についての審理も必要な場合がある。裁判において、必要な審理と必要な証拠の提出を行う上では、公判前整理手続の段階で、被害者の参加を認めることが肝要である。

②犯罪事実を立証するための証人が、検察官の知らない事実について予定外の証言をしたとき、検察官ではその証言に即座に対応できない場合がある。そこで、事実をよく知り、即座に反論できる被害者や遺族に罪体についても尋問させるべきである。さらに、検察官が被害者自身を証人として申請した場合において被害者と何度も打ち合わせを行い、被害者の認識している事実及び事情を最も把握している被害者参加弁護士も質問することが、事実の確認の上で最適と言える。また、検察官による証人としての申請と検察官による尋問後ということであれば、二当事者対立構造上も問題がないものと考えられる。

③例えば、殺人と傷害が併合罪で起訴されているとき、現行法の下では、殺人の遺族は死刑を求刑できても、傷害の被害者はせいぜい15年以下の懲役しか求刑できず、極めて不自然である。量刑は本来、全ての罪を一体として評価するはずである。また、殺人と死体損壊で起訴されているとき、被害者遺族が1人でも、現行制度では、死体損壊については意見を述べるできない。そこで、同一手続で起訴されているときは、全てについて、参加が許可され、意見が述べられるようにすべきである。

④実際の裁判で、裁判長により、被害者参加弁護士が付いているのであるから、できるだけ弁護士が質問すべきであるとの訴訟指揮がなされることがある。しかし、この制度は、被害者の刑事裁判への参加を認め、被害者の声を直接聞いてもらうために作られたものであり、被害に遭っていない弁護士は、被害者の声を十分に代弁できるもので

はなく、本来、被害者をサポートする存在に過ぎない。弁護士は、制度の趣旨を踏まえ、被害者が、直接発言するためにはどうすべきかということを考えて、支援すべきであり、検察官及び裁判官も、制度趣旨を前提に、刑事裁判を進めるべきである。

以上の通り決議する。

2013年1月26日

全国犯罪被害者の会（あすの会）

8. 役員改選

本年は役員の改選期に当たり、幹事の互選により新役員が決定した。

新代表幹事に松村恒夫、代表幹事代行に林良平、副代表幹事に新たに渡邊保を選任し、他の役員（含む顧問）は再任された。

参加者アンケートから

大会参加前は死刑制度はいらないのではないかと思っていました。それは、わざわざ殺さなくてもいいんじゃないかと思っていたからです。しかし大会に参加後は、死刑制度は必要だと思いました。それは被害者の声を聞いて、殺人のむごさがわかったからです。もしも自分がその立場にいたら、犯人を死刑にすることしか考えないと思うからです。（10代男性）

加害者が自分の犯した罪を反省しても償いにはならない。奪った命を何で償うのかという思いが強まった。（50代女性）

法曹関係者として、犯罪被害者の生の訴えを聴くことができ、捜査公判において非常に孤独な思いを抱かれ苦しまれたという経験をされ、そして今でもその点についての思いを抱かれ続けているのを知り大変遺憾に思いました。

遺族被害者への通知、対応、捜査公判の在り方について、より被害者遺族の思いを汲んだものにすることがあると改めて認識した機会となりました。（30代女性 法曹関係者）

検察官として15年間勤務しました。被害者の気持ちを汲み取る努力をしてきたつもりでしたが、まだまだわかっていなかったと実感しました。被害者ご遺

族のお気持ちを少しでも癒すことができるようなお手伝いをしたいと思いました。刑法として死刑制度を維持するかということと、具体的な当事者の感情とは折り合わないのだと思います。廃止した方が良いと思っていましたがわからなくなりました。

（50代女性 弁護士）

凶悪犯罪被害者の話を聞き、死刑制度の必要性について強い気持ちを感じた。更生の可能性といっても抽象的であり、被害者にとっては納得できるものではないであろう。（50代女性）

弁護士は加害者派と被害者派の二派に分かれてしまうのでしょうか。そうすると、強制加入団体の弁護士会が、死刑の執行停止の申し入れするようでは自治団体としての意義付けを自ら外れているような気がする。（50代男性 公務員）

事件後の被害者の生活は一変する。遺族・当事者のケア、制度の確立を願いたい。（70代男性）

人を憎まず罪を憎む。まさにそうです。死刑制度は加害者のための制度で、できることなら被害者が直接されたように殺したり苦しめる制度があると思う。（40代女性）

活動報告 2012 年 11 月～2013 年 3 月

2012 年 11 月

- 4 日 第 133 回関西集会
- 5 日 「犯罪被害者補償制度案要綱」(生活保障型)を内閣府に説明し、その後記者会見にて発表した。
- 11 日 第 115 回幹事会
同日 伊藤会員が岸和田市立大芝小学校の保護者を対象に「犯罪被害者を支え、安全・安心な地域をつくるために!」との講演をした。
- 13 日 林代表が堺女性大学で「犯罪被害者の権利」について講演を行った。
- 14 日 法務省刑事局から被害者参加制度意見交換会の説明を受けた。
同日 上川陽子前衆議院議員に「犯罪被害者補償制度案要綱」の説明と理解を求めた。
同日 猪野幹事が国分寺市の男女平等人権課から依頼を受け、「桶川ストーカー事件被害者遺族の証言」と題する文化教養講座の講師を務めた。
- 17 日 松村代表幹事代行と高橋副代表幹事が「犯罪被害者補償制度案要綱」の説明のため椎橋教授を訪問した。
同日 第 116 回関東集会
同日 岡本会員が、石川県の依頼を受け、高等教育機関の学生を対象とした犯罪被害に関する参加型啓発事業における被害者支援フォーラムで講演しパネリストも務めた。
- 19 日 岡本会員が、大分被害者支援センターから依頼を受け、「被害者の現状と望む支援」をテーマに講演し、パネリストとしても参加した。
- 20 日 ニュース・レター 44 号発行
同日 岡本会員が、佐世保地区犯罪被害者支援ネットワークの講師派遣の要請を受け講演した。
- 21 日 岡本会員が、長崎犯罪被害者支援ネットワークの講師派遣の要請を受け講演した。
- 24 日 寺田会員が「犯罪被害者週間」国民のつどい大阪大会にパネリストとして参加した。
- 25 日 「犯罪被害者週間」国民のつどい長崎大会で関西集会有志による人形劇「悲しみの果てに」の公演を行った。
- 26 日 松村代表幹事代行が中野区犯罪被害者等支援講演会で「犯罪被害者としての体験と必要な支援」について講演した。

2012 年 12 月

- 1 日 犯罪被害者週間中央大会に、松村代表幹事代行と渡辺幹事が参加した。

- 2 日 第 134 回関西集会
- 9 日 第 116 回幹事会
- 7 日 伊藤会員が岐阜県犯罪被害者支援活動推進協議会の依頼により「犯罪被害者を支える、行政機関へのお願い!」と題する講演を県内市町村担当者対象に行った。
- 同日 岡本会員が諫早市喜々津中学校より依頼を受け全生徒、職員、保護者を対象に講演した。
- 15 日 第 117 回関東集会
- 18 日 松村代表幹事代行が第 10 回「犯罪被害者給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」に出席した。高橋・後藤弁護士が随行した。
- 20 日 渡辺幹事が横浜市職員研修会にて講演した。

2013 年 1 月

- 6 日 第 135 回関西集会
- 9 日 第 82 回弁護士会議
- 10 日 谷垣法務大臣を表敬訪問した。
- 14 日 第 117 回幹事会
- 17 日 林代表幹事が近畿管区警察学校で「被害者家族の思い」をテーマに講演した。
同日 永野貴佑会員が姉ヶ崎駅前で犯人逮捕に係る情報を求めるじらの配布を行った。
- 18 日 全国犯罪被害者の会(あすの会)第 12 回大会の記者発表を行った。
- 21 日 あすの会大会会場 OAG ホールの下見打ち合わせをした。
- 26 日 第 12 回あすの会大会を開催し「死刑制度の存置」を訴え、松村恒夫氏を代表幹事に選任した。
- 30 日 谷垣法務大臣へ大会決議の要望書を提出し大会参加と祝辞に対する謝意を述べた。上川陽子、漆原良夫衆議院議員にも同様に決議要望書を持参した。
- 31 日 高橋副代表幹事(弁護士)は法務省における平成 19 年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会(第 1 回被害者参加制度等に関する意見交換会)に出席した。中村竜一弁護士が随行した。

2013 年 2 月

- 3 日 第 136 回関西集会
- 6 日 森まさこ内閣府特命担当大臣(犯罪被害者等施策担当)へ面会し「犯罪被害者補償制度案要綱(生活保障型)」について理解を求めた。
同日 岡本会員は長崎県諫早刑務所において受刑者・職員を対象に講演をした。

- 11日 第118回幹事会
同日 後藤リウ会員が府中駅等で犯人逮捕に係る情報を求めるビラの配布を行った。警察関係や職場から多数の協力者がかけつけた。
- 13日 松村代表幹事は第11回「基本計画策定・推進専門委員等会議」第11回「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」第11回「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」に出席した。高橋副代表幹事、後藤弁護士、白石弁護士が随行した。
- 同日 伊藤会員が大阪府警察学校専科教養部の巡査部長任用科の学生に「犯罪被害者を支える、警察機関へのお願い！」の講演をした。
- 15日 林代表幹事代行が近畿管区警察学校で「被害者家族の思い」をテーマに講演した。
- 16日 第118回関東集会

- 17日 内村幹事が千葉駅で犯人逮捕の情報を求めるビラの配布を行った。

2013年3月

- 1日 林代表幹事代行が近畿管区警察学校で「被害者家族の思い」をテーマに講演した。
- 3日 第137回関西集会
- 5日 坂口会員が「被害者の視点を取り入れた教育」の一貫として豊ヶ岡学園にて講演した。
- 14日 松村代表幹事が「日本犯罪学会」藤田眞幸事務局長（慶応大学教授）と面談し百周年記念大会の説明を受けた。
- 16日 第119回関東集会
- 17日 第119回幹事会
- 26日 臨時関西集会を開催し改正少年法について今後の活動を話し合った。

幹事会、関東・関西集会 報告

幹事会報告 第115回（平成24年11月）～第119回（平成25年3月）

第115回 平成24年11月11日（日）

第12回大会のプログラム等の検討。「死刑制度」について議論する大会とし、会場との討論の時間も設けることにしました。被害者参加制度3年後見直しの意見交換会には、被害者団体の代表として高橋副代表幹事が委員として出席することになりました。あすの会作成の「経済補償制度（案）要綱」に向けての取り組み方を検討しました。

第116回 平成24年12月9日（日）

第12回大会の開催日時、場所等を最終決定しました。意見発表する被害者5人、弁護士5人も決定しました。来賓については衆議院総選挙後に改めて新法務大臣に依頼することになりました。死刑制度について活発に議論したいと考え、日弁連・被害者支援委員会、法務省、裁判所、アムネスティ等の死刑廃止の意見を持つ団体へ大会案内状を送付することになりました。経済補償制度（案）要綱の実現に向けてロビー活動を実施することになりました。

第117回 平成25年1月14日（土）

第12回大会について、来賓に谷垣法務大臣、漆原公明党国対委員長、杉本犯罪被害者支援弁護士フォーラム代表に依頼し了解されました。幹事の役

割分担を再確認しました。

第118回 平成25年2月11日（月）

総括、参加者アンケートによると第12回大会は好評だったことが伺えました。継続して死刑制度について考える会を各地で開催していくことにしました。新役員体制での活動目標は、①被害者参加制度3年後見直し、②生活保障型経済補償制度、③少年法改正、④死刑制度存置、⑤裁判員制度の量刑の5つとすることにしました。

第119回 平成25年3月17日（日）

新たな経済補償制度創設に向けた取り組みである内閣府の検討会は、5月29日、7月、10月に開かれます。9月中旬に中間とりまとめ、その後パブリックコメントとなりますので弁護団の先生方の協力を得ながら意見を出していくことにしました。改正少年法見直しの答申はすでに出ましたが、残念ながら被害者の意見は取り入れていないことから、今後も法務大臣、法務省に意見書を提出し働きかけていくことにしました。意見集約のため少年犯罪事件の会員にアンケートを送付することになりました。死刑制度存置活動については、各地で大会を開き議論をしていきたいと考えます。

関東集会報告 第116回（平成24年11月）～第119回（平成25年3月）

関東集会はこの間に4回の集会を開きました。

主には、基本計画検討会での「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会提言」「犯罪被害者補償制度案要綱」についての話し合いがもたれました。それに関連して補償制度の原点を作った市瀬氏の運動を描いた「衝動殺人・息子よ」のビデオ鑑賞、あすの会で作成した「犯罪被害者補償制度案要綱（生活保障型）第2版」についての検討をいたしました。1月の第12回大会では、受付作

業や会場内での諸々の協力をいたしました。大会のテーマは「死刑制度」でしたが、今後とも継続して「死刑制度存置側」の意見を世間に訴えていくことが必要であるとの幹事会の意向が伝えられました。既に見直しが済んでしまいましたが、今回の改正少年法に関して、ほとんど被害者の意見が反映されなかったのも、継続して活動することも伝えられました。

その他、会員間で近況報告をするなど有意義な会を開くことができました。

関西集会報告 第133回（平成24年11月）～第137回（平成25年3月）

11月は、高橋弁護士が来阪され、あすの会が提案する「新しい経済補償制度案要綱」（生活保障型）の解説をしていただきました。隣接ビルで開催中の兵庫支援センター10周年記念大会では諸澤顧問が講演され聴講しました。

12月は「衝動殺人・息子よ」を皆で鑑賞しました。

1月は、来月より始まる被害者参加制度を利用する新会員の公判を支援傍聴することを決定しました。しかし、1ヶ月で15回も行われる過密日程に、被害者の負担の大きさは考慮されていないのではないかという疑問も出されました。

2月は、オレオレ詐欺の余剰金を利用する制度について話し合いました。被害者にはメリットがないものになっていることに「何のための制度設定か」とい

う疑義がでました。

3月は、4日に判決が出る新会員から公判体験談が報告されました。「被害者参加制度を利用することができ本当に良かった」と。また支援傍聴に行った会員から「検察官・被害者と被疑者・弁護士の位置が左右逆になっていたのはどうして？」という質問に「奈良地裁は裁判長に向かって左側に犯人の通用口があり、私達のすぐ後ろを通る構造になっているので相談したら入れ替えてくれた」と報告されました。裁判所や検察庁が基本法を尊重し、被害者へ気遣いをしてくれたことを皆で喜びました。左右が逆になっていることはおそらく新会員にとって疑問にはならなかったでしょうから、それだけでも支援傍聴は意義がありました。

犯罪被害者支援弁護士フォーラムからのお知らせ

書籍出版のご案内

ケーススタディー「被害者参加制度―被害者に寄り添った活動の実践のために―」

犯罪被害者支援弁護士フォーラム 編著 東京法令出版 定価3,465円（税込）

平成20年に始まった被害者参加制度がどのように被害者のために運用され、また、どのようなことが問題とされているかについて実例を踏まえた報告とQ&Aの解説書です。

犯罪被害者支援弁護士フォーラム シンポジウム 開催のお知らせ

日 時：平成25年8月24日（土）13:00～17:00

場 所：日比谷図書館 日比谷コンベンションホール（大ホール）

テーマ：「被害者参加制度で刑事裁判がどう変わったか」（仮題）

連絡先：高橋正人法律事務所 03-3561-6181

被害者が刑事裁判に参加できるようになって、どのように裁判が被害者のために運用されるようになったか、また、求刑がどのように変わったかなどについて、実際に参加した被害者の体験談を織り交ぜながら、会場の来場者も交えてパネルディスカッションをします。

運営の基本

【会員・特別会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する、幹事会が特に承認した方は、特別会員として入会することができます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会 計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振込先

ゆうちょ銀行

00170-6-100069 [あすの会]

〇一九（ゼロイチキュー）店（019）当座0100069
（他の金融機関からの振込用口座番号）

三井住友銀行 丸ノ内支店（普）6577163
「あすの会 代表幹事 松村 恒夫」

三菱東京UFJ 銀行 丸の内支店（普）2149873
「あすの会 代表幹事 松村 恒夫」

法廷付き添いのご案内

事件を思い出す裁判傍聴に

私たちが付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人たちです。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付き添いを希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

※調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

電話による無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を**毎週水曜日**に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

時間：PM1:00 ～ 4:00

電話：03-6434-5348

編集後記

今号は第12回大会の特集号です。死刑廃止を叫ぶ大会は各種団体が行っていますが「凶悪犯罪被害者の叫び」と題する死刑制度存置を望む大会は今まではなかったように思います。国民の86%が死刑制度を容認していますが、当会としては、このような大会を各地で開き、一般の人からより強い賛同を得たいと思っています。代表

幹事と代表幹事代行が交代しましたが、先の幹事会では、幹事一丸となって課題達成に向けて取り組むことを確認しました。これからも皆様のご支援・ご協力なくしてあすの会の発展はあり得ませんので、今後ともよろしくをお願いいたします。

ニュース・レターに対する皆様のご意見・ご感想をお寄せください。また、取り上げてほしい記事などがございましたらお知らせください。よろしくお願い申し上げます。



本誌は（財）矯正協会刑務作業協力事業部から助成を受けて作成しました。